

# 知っていますか? 自分の最低賃金

## 三重県 最低賃金

933円 時間額

令和4年 10月1日から

前年比 **31円UP** 



会社員、パート、  
アルバイトの方、学生さんなど  
働くすべての人と  
雇う人のためのルールだよ!

最低賃金とは、働くすべての人に  
賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金に関するお問い合わせは  
三重労働局または最寄りの労働基準監督署へ  
三重労働局ホームページアドレス  
<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/>



WEBで確認! 最低賃金に関する特設サイト

最低賃金制度 検索 <https://www.saiteichingin.info/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善  
助成金

最大  
600万円  
を助成

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。  
賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。 [詳しくはこちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに  
取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくはこちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)